

教育課程と学習指導要領：教職課程で取り扱うべき内容

佐々木 隆

プロローグ

筆者は2004年4月より教職課程の科目を担当し、今年で間もなく20年を迎えることになる。その間に教育職員免許法施行規則の改正などもあった。改正前には「教科に関する科目」と「指導法に関する科目」を担当してきた。しかし、再課程認定では新たに「総合的な学習の時間の指導法」も担当することになり、現在は「教育の基礎的理義に関する科目」のうち「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」に該当する「教育課程総論」も担当することとなった。これまでには「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「総合的な学習の時間の指導法」を講義する中で、教育課程と学習指導要領については断片的に取り上げて来たが、教育課程総論を担当することになり、教職課程で取り上げるべき内容について整理しておきたい。さらに教職課程で学ぶ学生に対してどのように教育課程と学習指導要領を取り扱うべきかを考察しておきたい。

1 「教育課程総論」という科目

中学校・高校学校教諭の免許状の教職課程は教育職員免許法施行規則第4条及び第5条の別表により示されている。再課程認定前とその後では位置付けが異なっている。

再課程認定後

「教育の基礎的理義に関する科目」
「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」

再課程認定前

「教育課程及び指導法に関する科目」
「教育課程の意義及び編成の方法」

概ねどの大学もこの科目における開設科目名は「教育課程総論」としている。教職課程の開設及び変更届等については、毎年更新される『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）』⁽¹⁾によるものとなる。同手引きの「2. 各科目の名称例について」で提示されている科目名は以下の通りである。⁽²⁾

教育課程論、教育課程編成論、カリキュラム論、教育課程総論、
教育課程の意義と編成
※保育カリキュラム論、※保育・教育課程論、※教育・保育課程論

※印は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の科目を併せ行う場合の科目名称例を示している。

2 教職課程コアカリキュラム

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会による「教職課程コアカリキュラム」（2017年11月17日）によれば、教職課程コアカリキュラム作成の目的は以下の通りである。

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。

各大学においては、教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させたうえで、これに加えて、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることが当然である。したがって、教職課程コアカリキュラムは地

域や学校現場のニーズや大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学で責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質保証を目指すものである。⁽³⁾

「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の教職課程コアカリキュラムに示されているものは以下の通りである。⁽⁴⁾

全体目標：

学習指導要領を基準として各学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意義を理解する。

（1）教育課程の意義

一般目標：

学校教育において教育課程が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標：

- 1) 学習指導要領・幼稚園教育要領の性格及び位置付け並びに教育課程編成の目的を理解している。
- 2) 学習指導要領・幼稚園教育要領の改訂の変遷及び主な改訂内容並びにその社会的背景を理解している。
- 3) 教育課程が社会において果たしている役割や機能を理解している。

（2）教育課程の編成の方法

一般目標：教育課程編成の基本原理及び学校の教育実践に即した教育課程編成の方法を理解する。

到達目標：

- 1) 教育課程編成の基本原理を理解している。
- 2) 教科・領域を横断して教育内容を選択・配列する方法を例示することができる。

3) 単元・学期・学年をまたいだ長期的な視野から、また幼児、児童及び生徒や学校・地域の実態を踏まえて教育課程や指導計画を検討することの重要性を理解している。

(3) カリキュラム・マネジメント

一般目標：

教科・領域・学年をまたいでカリキュラムを把握し、学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。

到達目標：

- 1) 学習指導要領に規定するカリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解している。
- 2) カリキュラム評価の基礎的な考え方を理解している。

大別すると3つに分かれている。

- (1) 教育課程の意義
- (2) 教育課程の編成の方法
- (3) カリキュラム・マネジメント

再課程認定後に新たに付け加わられたものは「(3) カリキュラム・マネジメント」である。筆者は「総合的な学習の時間の指導法」を担当しているため、教科や領域の横断的・総合的な内容についてもともと取り上げる内容だけに違和感は全くない。さらに、「総合的な学習の時間」の場合には学校の特徴を出すために3年間で一貫した方向性で取り組むことやその中で各学年でどのようなことに取り組んでいくのかが効果的と考えられており、「総合的な学習の時間の指導法」においてこのようなマネジメント的な内容を取り込んでいたことになる。

なぜ、「(3) カリキュラム・マネジメント」が導入されたのか、これには特に中学・高等学校の教員免許状が教科制になっていることが大き

な要因ではないかと考えられる。教員は教科担任制のため、自身が担当する科目については年間計画などを立案し、これに基づいて日々の授業についての進行について意識していくことになる。しかし、一方で教員免許状による教科以外にも特別活動や総合的な学習の時間、あるいは道徳にも関与することになるだろう。現場の教員は教科担任制と言う制度でありながら、実は複数のものを取り扱うこととなる。また、教員自身が担当する教科をさらに効果的に進めるためには、他の教科との連動やつながりを強く意識することも重要だとういうことだ。

3 教育課程、カリキュラムとは何か

教育課程を英語に直せば *curriculum* となるが、これらは教育課程＝カリキュラムと考えてよいのだろうか。柴田義松・宮坂琇子・森岡修一編『教職基本用語辞典』(2004) ではまず項目では「教育課程」(カリキュラム) となっている。⁽⁵⁾ 同辞典によれば「わが国では、教科課程と言われていた時期もあるが、戦後「教育課程」の用語が使われるようになったのは、教科外活動の重要性を認めるようになったからである」⁽⁶⁾ だという。文部科学省ホームページには「学習指導要領 一般編 - 試案 - (抄) (昭和二十六年七月一日)」が公開されており、「教育課程」が初めて学習指導要領に掲載された。

しかし、教育の実際にとりかかろうとすると、これらの教科をただ児童や生徒にあてがいさえすればよいと考えることはできない。われわれは、児童や生徒の現実の生活やその発達を考えて、どの学年からどの教科を課するのが適当であるかを定めねばならない。そしてまた同一の教科であっても、その内容をどんなふうに学年を追って課するのが適当であるかという考慮も必要になる。また教科以外の教育的に有効な活動、あるいは特別教育活動も、児童や生徒の発達を考えて適

切な選択が行われるようにならなければならない。このように児童や生徒がどの学年でどのような教科の学習や教科以外の活動に従事するのが適当であるかを定め、その教科や教科以外の活動の内容や種類を学年的に配当づけたものを教育課程といっている。

教育課程は、現在の社会目的に照して、児童や生徒をその可能の最大限にまで発達させるために、児童や生徒に提供せられる環境であり、また手段であるから、社会の変化や文化の発展について変るべきものである。このことは、また同時に、教育課程は、児童や生徒の必要に適合するために變るともいい換えることもできる。だから厳密に考えていけば、教育課程は、その地域の社会の生活の特性により、その地域における児童や生徒の特性によって、それぞれ異なるといえるものである。教育がその地域の社会に適切なものとなるには、どうしてもそうならなくてはならないはずである。だから、教育課程は、それぞれの学校で、その地域の社会生活に即して教育の目標を考え、その地域の児童や生徒の生活を考えて、これを定めるべきであるといえる。

しかし、そうはいっても、わが国の各地域で、教育の目標がさして異なるということもないし、また児童や生徒の生活やその発達過程も全々異なるともいえないから、わが国の教育として一応各学校が参考とすべき教育課程を示唆することはできる。ことに、どういう教科を課するかということについては、教育の骨組をなすものとして、その基準を示す必要がある。学校は、このような教育の大きな骨組を参考とし、基準として、自分の学校のある地域や、その地域の児童や生徒の生活を考えて指導計画をつくるならば、学校の計画を適切なものとすることが容易である。⁽⁷⁾

「教育課程」とは何かを整理すれば以下のようにだろう。

- 1 教科や教科以外の活動の内容や種類を学年的に配当づけたもの。

- 2 社会の変化や文化の発展につれて変るべきもの。
- 3 それぞれの学校で、その地域の社会生活に即して教育の目標を考え、その地域の児童や生徒の生活を考えて、これを定めるべきである。

再度『教職基本用語辞典』(2004)に戻ると次のような記載がある。

教育課程の実際の内容は、国家的「基準」および地方教育委員会の定める地域レベルの規定に基づいて各学校において編成することになっている。

「教育課程」の用語は、普通これら3つのレベルで制度化された重層構造の「公的な教育課程」をさす。このほかに、学校以外の教育機関や教師が個人的につくる教育計画とか「潜在的カリキュラム」など非公式的なものまでを含む広義の教育課程を「カリキュラム」と呼ぶにしていることが多い。⇒潜在的カリキュラム⁽⁸⁾

潜在的カリキュラムとは隠れたカリキュラム (hidden curriculum)とも言われているが、道徳教育などによる「時間厳守、規則正しさ、静謐、清潔、礼儀正しさ」⁽⁹⁾の習慣の形成もその一部であり、「…学校における子どもの学習経験の総体のなかに含まれるものだが、学校や教師の計画的・意図的な働きかけとは無関係に、時にはそれらに反して子どもが学習していく内容をさしている」⁽¹⁰⁾のである。さらに、「学校の顯在的カリキュラムも潜在的カリキュラムを通して子どもに作用していくものであり、その影響力は相拮抗するほどに大きいといわれる。⇒教育課程」⁽¹¹⁾とも述べている。日本カリキュラム学会編『現代カリキュラム事典』(2001)には高旗浩志「隠れたカリキュラム hidden curriculum【英】」には次のような説明がある。

[概念] カリキュラムという概念を「学校教育における児童生徒の経験の総体」と広義にとらえると、それは顕在一潜在という基準で分類できる。顕在的カリキュラムとはすなわち教育課程であり、教科指導と生活指導の両面にわたる。一方、隠れたカリキュラムとは、これら公の教育知識の選択・正当化・配分、伝達一受容過程を背後で規定する価値・規範・信条の体系を指し、①見えない(*latent*)カリキュラム、②隠れた(*hidden*)カリキュラムととらえる立場に分類できる。①は教師が無意識に伝え、児童生徒が無自覚に学習する価値内容の分類・析出に力点を置き、②は社会統制や階級的不平等の再生産に好都合な価値内容が学校教育に隠されていることを問題とする。^(1,2)

最新のクレイグ・クライデル編／西岡加名恵他監訳『カリキュラム研究事典』(2021)では中西修一朗訳「カリキュラムの定義」には次のような冒頭である。

カリキュラムという用語にはとても多くの定義がある。そのように多くの異なった定義があることを問題だととらえる教育者もある。(終わることのない混乱だ。この研究分野における混沌だ、など)。一方で、注意深く分析するとそれらの定義にはほとんど違いはないという研究者もいる。^(1,3)

カリキュラムを単なるコース・オブ・スタディという伝統的な定義に加えて、デューイ(John Dewey, 1859-1952)やボビット(John Franklin Bobbitt, 1876-1956)による経験中心とする考え方も損なわれていないのである。^(1,4)またカリキュラム(教育課程)の側面には「2 社会の変化や文化の発展について変るべきもの」という性格があることは「学習指導要領 一般編 - 試案 - (抄)(昭和二十六年七月一日)」でも示されているが、中西修一朗訳「カリキュラムの変化」には次のような説明

がある。

学校とカリキュラムが新しい生徒や新しい社会状況に敏感であるために、学者と実践家は同様に等しく、変化の力や、それらの力がどのようにカリキュラムに影響しそれを形づくるのかを理解せねばならない。

カリキュラムがどのように変化しているかを辿るためにには、この分野それ自体の発展を理解せねばならない。それが生まれたのは20世紀初頭のことであり、そのころは、統制と経営と測定が、政治学や社会学、自然科学など、様々な学問分野の動力となっていた。⁽¹⁵⁾

公的教育の指針は国が定めることになるため、国体やその地政学的な条件、その国の歴史的に抱える問題などが教育に反映されることになる。熊谷一乗「社会変動とカリキュラム social change and curriculum【英】」(2001) でも次のように説明されている。

〔意義〕カリキュラムは、一定の社会的条件に規定された特定の社会状態を反映している。これらの社会的条件、社会状態は、歴史的に変化するが、この変化に伴って、カリキュラムに内容と形態、さらにその編成の在り方（編成の様式）は、変容を迫られる。ここに社会変動とカリキュラムとの関係が重要なテーマとして注目され、取り上げられる理由がある。社会変動は、人口・経済・政治・文化・階層・意識などの構造的要因から成り立っているシステムとしての社会が全体的に、あるいは部分的に変容することであり、否応なく教育、そのためのカリキュラムを巻き込んで進行する。⁽¹⁶⁾

橋本美保編集代表『改訂版 教職用語辞典』(2019) には「教育課程」単独の項目はないが、末松裕基「教育課程の編成」があり、水内宏「カリ

キュラム」もある。末松裕基「教育課程の編成」の冒頭は次の通りの説明である。

各学校が、学習指導要領などの教育課程の公的基準に基づき、教育目標の設定、教育内容の構成、授業時数の配当を総合的に行うこと。教育課程の基準設定や編成を誰が担うかは、政治的な論争点である。

(17)

水内宏「カリキュラム」には次のように説明がある。

カリキュラムの構造は、原理・原論的には教科（その下位概念としての科目を含む）と教科外諸活動の2領域から成る。教科が認識と技能の形成を主たる任務とするのに対し、教科外諸活動は生徒の自主的集団活動を通じて個性的で健やかな人格の発達に直接に資することに着目し、教師と学校が必要に応じて援助してカリキュラムに包摂するようになったのである。⁽¹⁸⁾

ここまで見えてくると、厳密には教育課程＝カリキュラムではないということである。教育課程と言った場合には狭義の意味でとらえがちということになる。すなわち、国が基準設定を行い、教科を中心と考えるものであり、広義には国が基準を定めたものに、さらに各学校ごとに教育目標が設定され、教科及び教科外諸活動も含めた包括的に捉えるということになるかもしれない。

4 教科外諸活動

カリキュラムとは教科及び教科外諸活動から成り立っていることは明らかだ。ここで確認しておきたいことは教科外諸活動だ。中学校では特

別の教科として道徳があり、総合的な学習の時間（高等学校では総合的な探究の時間）、特別活動がある。しかしこれでは教科外活動であり、「諸活動」ということになれば、前述のものに含まれない活動を含めた活動ということになる。教育は体験からの学びもあり、そこには人間形成上、教科では培うことができないものがある。柴田義松「カリキュラムの概念」（2001）では次のような指摘がある。

…「教育的な諸経験・諸活動」という意味での教育課程は、当該「教師と児童生徒によってつくられる」ものである。カリキュラム（教育課程）の概念は、このようにして少なくとも国・学校・教師という3つのレベルからなる複雑な重層構造をなしているが、一般的には「教育課程」は、国家的「基準」をはじめ地方教育委員会の示す地域レベルおよび学校レベルまでの制度化された「公的な教育課程」を指し、潜在的カリキュラムを含むより広義の教育課程を「カリキュラム」と呼ぶことが多い。（19）

教育課程で示された教科だけが児童生徒が学ぶべき内容を示しているものではない。COVID-19に影響により、遠隔授業等が続いた時、学校へ登校できなくなった時、様々な行事等が中止となった時、教師、児童・生徒、保護者は何を感じただろうか。詳細はすでに「COVID-19下における特別活動」（2021）⁽²⁰⁾で論じているため、ここでは省略するが、入学式・卒業式だけでなく、部活動、修学旅行、給食の時間等、児童生徒同士の交流の時間が如何に重要であるかがわかる。

5 カリキュラム・マネジメント

「カリキュラム・マネジメント」という言葉は日本では新しいものだ。柴田義松・宮坂秀子・森岡修一編『教職基本用語辞典』（2004）には

「カリキュラム・マネジメント」の項目はない。文部科学省 HP によれば 2015 年 11 月登録として「資料 1 教育課程企画特別部会 論点整理」では「3 学習評価の在り方について」、「4 学習指導要領等の理念を実現するための必要な方策」において「カリキュラム・マネジメント」について着目しているのである。

その後、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（2016 年 12 月 21 日）では「カリキュラム・マネジメント」が当然のことながら取り上げられている。「答申」ではまず次のような指摘がある。

2. 「生きる力」の育成に向けた教育課程の課題

（1）教科等を学ぶ意義の明確化と、教科等横断的な教育課程の検討・改善に向けた課題⁽²¹⁾

上記の項目な中では注目したい箇所が 3 か所ある。

- そのため、現行の学習指導要領では、言語活動の充実を各教科等を貫く改善の視点として掲げるにとどまっている。言語活動の導入により、思考力等の育成に一定の成果は得られつつあるものの、教育課程全体としてはなお、各教科等において「教員が何を教えるか」という観点を中心に組み立てられており、それぞれ教えるべき内容に関する記述を中心に、教科等の枠組みごとに知識や技能の内容に沿って順序立てて整理したものとなっている。そのため、一つ一つの学びが何のためか、どのような力を育むものかは明確ではない
- このことが、各教科等の縦割りを超えた指導改善の工夫が妨げられているのではないか、指導の目的が「何を知っているか」にとどまりがちであり、知っていることを活用して「何ができるようになる

か」にまで発展していないのではないかとの指摘の背景になつてゐると考えられる。

○教育課程において、各教科等において何を教えるかという内容は重要ではあるが、前述のとおり、これまで以上に、その内容を学ぶことを通じて「何ができるようになるか」を意識した指導が求められている。特に、これから時代に求められる資質・能力については、第5章において述べるように、情報活用能力や問題発見・解決能力、様々な代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、特定の教科等だけではなく、全ての教科等のつながりの中で育まれるものも多く指摘されている。⁽²²⁾

「各教科等の縦割りを超えた指導改善」「情報活用能力や問題発見・解決能力、様々な代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、特定の教科等だけではなく、全ての教科等のつながりの中で育まれるもの」というこの考え方はまさにカリキュラム・マネジメントの核となる考え方である。「カリキュラム・マネジメント」を直接取り上げているのは次の箇所のである。

(2) 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現⁽²³⁾

審議会での指摘はおもに3項目ある。少し長くなるが、引用しておきたい。

(「カリキュラム・マネジメント」の重要性)

○第二は、各学校における「カリキュラム・マネジメント」の確立である。改めて言うまでもなく、教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業

時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくことが求められる。これが、いわゆる「カリキュラム・マネジメント」である。

○「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちが未来の創り手となるために求められる資質・能力を育んでいくためには、子供たちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」など、前項（1）において掲げた①～⑥に関わる事項を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子供たちの姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが求められる。今回の改訂は、各学校が学習指導要領等を手掛かりに、この「カリキュラム・マネジメント」を実現し、学校教育の改善・充実の好循環を生み出していくことを目指すものである。

○特に、次期学習指導要領等が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通した取組を通じて、教科等横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を超えた組織運営の改善を行っていくことが求められる。各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方をどのように改善していくのかが重要になる。

(24)

このあと「カリキュラム・マネジメント」の3つの側面が掲げられているのである。

① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を

組織的に配列していくこと。

- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のP D C Aサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。⁽²⁶⁾

当然のことながら、審議会の答申が学習指導要領改訂につながっている。こうした背景から橋本美保編集代表『改訂版 教職用語辞典』（一藝社、2019年7月）には末松裕基「カリキュラム・マネジメント」の項目がある。

教育課程編成、実施、評価を各学校が組織的に改善すること。2017（平成29）年の学習指導要領総則でもその重要性が「各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等と教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする」と指摘された。⁽²⁶⁾

改訂された学習指導要領についてはそれぞれ以下のように解説等も文部科学省より発表されている。

『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』
『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』

『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編』

『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編』を確認しておこう。「カリキュラム・マネジメント」については以下のように独立した項目が設置されている。

第3章 教育課程の編成

第1節 高等学校教育の基本と教育課程の役割

5 カリキュラム・マネジメントの充実

(第1章総則第1款5)

解説には次のようにある。

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、平成28年12月の中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。⁽²⁶⁾

このあとに 7 つの観点を示している。

- ① 高等学校教育の基本と教育課程の役割（第 1 章総則第 1 款）
- ② 教育課程の編成（第 1 章総則第 2 款）
- ③ 教育課程の実施と学習評価（第 1 章総則第 3 款）
- ④ 単位の修得及び卒業の認定（第 1 章総則第 4 款）
- ⑤ 生徒の発達の支援（第 1 章総則第 5 款）
- ⑥ 学校運営上の留意事項（第 1 章総則第 6 款）
- ⑦ 道徳教育に関する配慮事項（第 1 章総則第 7 款）としているところである。⁽²⁷⁾

ここで注目しておきたいのはカリキュラム・マネジメントの 3 つの側面の第 1 の「教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」である。これまで教科の横断的、探求的な学習は「総合的な探究の時間」で行うことになっていたが、教科においてもこの視点が入ってきたということだ。特に注目する必要があるのは教科の中で「古典探究」「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」、また新しく設置された教科「理数」は「理数探究基礎」「理数探究」となっていることだ。

「①各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探求の時間の改善」の解説によれば、単位数の増加を伴わず、生徒の選択の幅を増やすこと、教科の履修の順番等についてなどが示されている。少し長くなるが、解説の部分を引用しておきたい。

高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅と確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性とのバランスに配慮し、各必履修教科・科

目の単位数については、原則として増加させていない。

(中略)

また、例えば、地理歴史科において、「地理総合」を履修した後に「地理歴史」を履修した後に「地理探究」を、「歴史総合」を履修した後に「日本史探究」、「世界史探究」を、それぞれ履修させるものとしていたり、理科において、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目については、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させるものとしていたりするなど、必履修科目と選択科目の履修の順序については、教科ごとに必要に応じて差断定する。一方、家庭科については、「家庭基礎」と「家庭総合」を設けているが、科目的名称はその特徴を示しているものであり、履修における順序性を示すものではない。新設教科である理数科において設けられた「理数探究基礎」及び「理数探究」についても、履修における順序性は示していないが、目標や内容を段階的に構成している。⁽²⁸⁾

学習指導要領改訂が発表される以前には、中央教育審議会での審議があり、その経過は文部科学省のホームページからも確認することができる。学習指導要領の改訂以前にもカリキュラムマネジメントについては勿論研究がされている。中留武昭『「総合的学習」のカリキュラムマネジメントに関する理論的・実証的考察：総合学習』のカリキュラム開発を促進する経営的要因の抽出に関する研究』(基盤研究(C)、文部省科学的研究費補助金研究成果報告書、1998年～1999年)などがある。まとめたものとしては書籍として、書名に「カリキュラムマネジメント」があるので出版されたものをいくつか取り上げてみると、中留武昭・田村知子『カリキュラムマネジメントが学校を変える—学校改善・単元開発・協働文化』(学事出版、2004年6月)、田中統治編『確かな学力を育てるカリキュラム・マネジメント』(教職研修増刊、学力向上をめざす管理職の実践課題 第1巻) (教育開発研究所、2005年6月)、北原琢也編

著『「特色ある学校づくり」とカリキュラム・マネジメント—京都市立衣笠中学校の教育改革』(三学出版、2006年11月)、横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校編『習得・活用・探究の授業をつくる—PISA型「読解力」を核としたカリキュラム・マネジメント』(三省堂、2008年3月)、学校教育研究所編『学校力アップとカリキュラム・マネジメント』(学校教育研究所、2013年3月)、田村知子『カリキュラムマネジメント—学力向上へのアクションプラン』(日本標準ブックレット)(日本標準、2014年11月)、田村知子・村川雅弘・吉富芳正・西岡加名編著『カリキュラムマネジメント・ハンドブック』(ぎょうせい、2016年6月)、田村学『カリキュラム・マネジメント入門』(東洋館出版社、2017年3月)などがある。

研究という意味では1990年12月15日に設立された日本カリキュラム学会のホームページの学会概要には次のような説明がある。

日本カリキュラム学会 (The Japanese Society for Curriculum Studies) は、会員相互の研究交流と協力を促進し、カリキュラムの理論と実践に関する学術的、国際比較的、総合的研究の発展と、それによる日本の教育の振興に資することを目的としております。

教育改革の進む今日、学校における特色あるカリキュラムづくりなど、カリキュラムに関する理論や実践、意見や情報を交換することが、研究者、教員、行政担当者のそれぞれの間で、非常に強く求められております。本学会はこれらの社会的要請に応えるべく、年次大会や研究集会の開催、機関誌および会報の発行等を行っております。⁽²⁹⁾

当然のことながら、その焦点は「学校における特色あるカリキュラムづくり」ということだ。

6 学習指導要領

教育課程を考察しようとした時、学習指導要領は取り上げなければならない。柴田義松「カリキュラムの概念」(2001)でも次のように述べている。

今日我が国で学校の教育課程（カリキュラム）が問題にされるとき、誰もが第1に念頭に置くのは、文部省告示の学習指導要領であろう。学習指導要領は、学校の「教育課程の基準」を公示するものと学校教育法施行規則に定められている。⁽³⁰⁾

ここでは『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編』より「(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進」について着目しておきたい。なぜ、高等学校に注目したかと言えば、すでに2016年6月19日より施行選挙権年齢が18歳となり、さらに2022年4月より民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、高校3年生が対象年齢に含まれることになるからだ。「個と社会」のつながりがこれまでとは異なり、選挙を通して政治や社会とのかかわりが直接的になったこと、さらに成年年齢に達すれば、契約なども自身の判断で自由に行えるようになることからだ。

改訂された学習指導要領についてはそれぞれ以下のように解説等も文部科学省より発表されている。

『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』

『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』

『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編』

『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編』を確認しておきたい。当然のことながら、学習指導要領の内容が教職コアカリキュ

ラムに反映されていることは言うまでもないことだが、「総則」自体で教育課程に関する箇所を取り上げておきたい。

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

第2款 教育課程の編成

第3款 教育課程の実施と学習評価

次にカリキュラム・マネジメントについて取り上げている箇所を確認しておきたい。

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。⁽³¹⁾

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実

施するよう留意するものとする。⁽³²⁾

第1款の5については「カリキュラム・マネジメント」の初出であるため、その定義が示されていることになり、引用等でも多く用いられているところである。第6款の1は教育課程外の活動との連携等とあるように、前述の隠れたカリキュラムが意識されることになる。しかし、ここで考えなければならないことは、「各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ」の部分ではないかと思われる。校務分掌は校長の考えが反映されることになるため、まさに「校長の方針」が「カリキュラム・マネジメント」に大きく影響するのではないかということだ。項目として学校運営であるため、学校運営の最大の責任者が校長であることが明記されている。カリキュラムは学校教育では最優先されるような事項であるため、校長の役割は大きいと言わざるを得ない。従って、「カリキュラム・マネジメント」により新しいカリキュラムを導入するかどうかは校長の判断となることを背景として確認しておきたい。

7 教職課程を履修する学生の意識とは

筆者はこれまで英語科教育法Ⅰ・Ⅱ、総合的な学習の時間の指導法の授業を担当しているが、そこでの事例報告として「英語科教育法に関する一考察一実践例と今後の展開一」(2017)、「『総合的な学習の時間』に関する学生の意識」(2020)、「『特別活動』に関する学生の意識」(2020)⁽³³⁾などで学生の意識を調査してきた。いずれも教育課程総論を履修後に行ったものである。教職課程を履修している学生は教育に対しては高い意識を持っているが、これまで生徒として授業を受け、大学に入ってからは教職課程で履修する科目を通して教員側の視点を持つようになる。教科に対する考えはかなりはつきり持っている。いわゆ

る教育課程についてはそれなりの理解がある。一方、隠れたカリキュラムについては理解は曖昧である。学校行事、クラブ活動、部活動、社会見学、総合的な学習などについてはいわゆる思い出としてはよく覚えているが、教育課程としての位置付けの理解は、教育課程総論を履修後でも、いまひとつはつきりしないところがある。教職課程は、総論のあとに各論を学ぶような順番であり、このあいまいなところを各論で確かなものとすることになる。筆者は総合的な学習の時間の指導法では特別活動との読み替えなどについても取り上げているが、カリキュラムとして必修となっている総合的な学習の時間と学校行事などの関係は取り上げ方によって読み替えができる。また、教科の評価方法と総合的な学習の時間の評価方法は異なる。このことについては「学習指導要領にみる総合的な学習の時間・総合的な探究の時間における評価の問題」(2019年)⁽³⁴⁾

で論じているため、ここでは割愛する。学生にも教科の評価と総合的な学習の時間、学校行事などの評価について取り扱いが異なることは理解しているが、評価と評定との考え方の整理が必要だ。言葉としては成績というものもある。

「評価」は、それぞれの学習内容ごとに「関心・態度・意欲」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」などの観点別に評価規準を定め、個人の学習達成度と評価基準から行う。一方「評定」はそれぞれの教科ごとに観点別に出された評価（観点別評価）を総合化したものとなる。中学校・高等学校の通信箋・通信簿・通知表などを見ればさらにわかりやすいだろう。高等学校の内申書なども教科についてどのように書かれるのか、総合的な学習の時間や特別活動についてどのように反映されているのかも確認しておくと顕在的なカリキュラムと隠れたカリキュラムの取り扱いがはつきりとわかるだろう。

8 「総合的な学習の時間の指導法」から見たカリキュラムマネジメント

筆者は再課程認定後に「総合的な学習の時間の指導法」を担当しているが、教科等の「総合的な探求の時間」（小学校・中学校では「総合的な学習の時間」）がどのような趣旨かを改めて確認しておきたい。『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』（2009）によれば、改善事項を含め、「総合的な探求の時間」・「総合的な学習の時間」の目標は次の通りである。

- (1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
 - (2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
 - (3) 学び方やものの考え方を身に付けること
 - (4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てるのこと
 - (5) 自己の在り方生き方を考えることができるようになること
- という五つの要素から構成されている。⁽³⁵⁾

カリキュラム・マネジメントの趣旨が1教科ですべてを完結するような考え方ではなく、他教科等の連動のほか、諸活動とどう連動させるかが大きな要素である。すなわち、この考え方はすでに「総合的な探求の時間」・「総合的な学習の時間」にあり、この考え方を顕在的なカリキュラム（教育課程）全体を考える際に、どう取り込むかが大きな鍵になるのではないだろうか。上記（1）（2）をすることによって、（3）（4）の養成につながることになる。このことは1教科だけで目指すことではなく、カリキュラム全体として考えることにより、より運動性が深まるのではないかだろうか。

エピローグ

再課程認定後に新たに学習指導要領に新たに加えられた「カリキュラム・マネジメント」に注目した。用語として混乱がないように整理すれば、教育課程とカリキュラムは必ずも同一で使用されているわけではない、学習指導要領でも明確な使い分けをしているわけではない。そこで用語の整理を行った。教職課程の授業を担当している教員にとって最も重要なことは、授業で何を取り上げるべきかということだ。そこで教職課程コアカリキュラムを確認すれば、当然のことながら、学習指導要領の内容が反映されていることがわかる。

実際の教職課程の授業では教育課程に関して一体何を教えるのか。第1に必要なことは学習指導要領では何を求めているのかを理解することだ。第2に教育課程における教科と隠れたカリキュラムと言われる教科外の諸活動をどのように連動させていくのかを理解することだろう。特定の教科のことだけを考えるのとは異なり、むしろ「総合的な学習の時間」や「総合的な探究の時間」のように横断的な内容を扱うことになる。しかもそこにはグループ学習や学外での活動などいった教室や机上だけの学習以外のものも含まれることになる。これは一体何を意味するのだろうか？視点の固定化を避けることによって、評価を含め改善を目指すことにつながることだ。しかし、これには学校自体の教育活動や体制づくりをセットに考えなくてはならないだろう。

注

- (1) 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課「教職課程認定申請の手引き及び提出書類の様式等について」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm)
(2022年3月22日アクセス)

- (2) 「2. 各科目の名称例について」(教職課程認定申請の手引き（令和5年度開設用）【別冊（1／2）】表紙～参考25(PDF:5.9MB))、p.17.
(https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kyoikujinzai01-000003171_36.pdf)(2022年3月22日アクセス)
- (3) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会による「教職課程コアカリキュラム」(2017年11月17日)
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf)(2022年3月22日アクセス)
- (4) 「教職課程コアカリキュラム」
(https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mext.go.jp%2Fcontent%2F20211223-mxt_kyoikujinzai01-000003171_11.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)
(2022年3月22日アクセス)
- (5) 柴田義松・宮坂琇子・森岡修一編『教職基本用語辞典』(学文社、2004年4月)、p.28.
- (6) Ditto.
- (7) 文部科学省ホームページ「学習指導要領 一般編 - 試案 - (抄)
(昭和二十六年七月一日)」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/131804.htm)(2022年3月25日アクセス)
- (8) 柴田義松・宮坂琇子・森岡修一編『教職基本用語辞典』、p.28.
- (9) Ibid., p.34
- (10) Ditto.
- (11) Ditto.
- (12) 高旗浩志「隠れたカリキュラム hidden curriculum【英】」(日本カリキュラム学会編『現代カリキュラム事典』(ぎょうせい、2001年2月)、p.002.

- (13) 中西修一朗訳「カリキュラムの定義」(クレイグ・クライデル編／西岡加名恵他監訳『カリキュラム研究事典』(ミネルヴァ書房、2021年7月)、p.185.
- (14) Ditto.
- (15) 中西修一朗訳「カリキュラムの変化」(クレイグ・クライデル編／西岡加名恵他監訳『カリキュラム研究事典』、p.188.
- (16) 熊谷一乗「社会変動とカリキュラム social change and curriculum【英】」(日本カリキュラム学会編『現代カリキュラム事典』、p.042.
- (17) 末松裕基「教育課程の編成」(橋本美保編集代表『改訂版 教職用語辞典』(一藝社、2019年7月)、p.116.
- (18) 水内宏「カリキュラム」(橋本美保編集代表『改訂版 教職用語辞典』)、p.93.
- (19) 柴田義松「カリキュラムの概念」(日本カリキュラム学会編『現代カリキュラム事典』)、p.002.
- (20) 佐々木隆「COVID-19下における特別活動」(『新教育課程研究』第22号、武藏野教育研究会、令和3年4月)、pp.16 - 27.
- (21) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(2016年12月21日)、p.14.
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf) (2022年4月10日アクセス)
- (22) Ibid., pp.14-15.
- (23) Ibid., p.23.
- (24) Ditto.
- (25) 末松裕基「カリキュラム・マネジメント」(橋本美保編集代表『改訂版 教職用語辞典』)、pp.93-94.

- (26)『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編』（文部科学省、2018年7月）、p.45.
- (27) Ditto.
- (28) Ibid., p.61.
- (29) 日本カリキュラム学会ホームページ「学会概要」
(<http://jscs.b.la9.jp/about/about.html>)(2022年3月31日アクセス)
- (30) 柴田義松「カリキュラムの概念」（日本カリキュラム学会編『現代カリキュラム事典』）、p.001.
- (31)『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編』、p.219.
- (32) Ibid., pp.233-234.
- (33) 筆者は以下のものを発表している。
- 「英語科教育法に関する一考察—実践例と今後の展開—」（『武蔵野教育研究』第3巻第6号、武蔵野教育研究会、2017年4月）、pp.1-27.
- 「『総合的な学習の時間』に関する学生の意識」（『新教育課程研究』第17号、武蔵野教育研究会、2020年6月）、pp.1-24.
- 「『特別活動』に関する学生の意識」（『新教育課程研究』第18号、武蔵野教育研究会、2020年7月）、pp.1-20.
- (34)佐々木隆「学習指導要領にみる総合的な学習の時間・総合的な探究の時間における評価の問題」（『新教育課程研究』第11号、武蔵野教育研究会、2019年10月）、1-16頁。
- (36)『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』、p.9.

【キーワード】教育課程、カリキュラム、学習指導要領、教職課程、教職課程コアカリキュラム